

取引業者の皆様へ

誓約書の提出について（依頼）

公立大学法人大阪市立大学（以下「本学」という。）では、公立大学法人としての業務遂行にあたり文部科学大臣が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を遵守し、「大阪市立大学研究費不正防止計画（第1次）」を策定するなど、公正かつ適正な遂行に資する取組を行ってきたところです。

しかしながら、昨今、全国の研究機関における公的研究費の不正使用が後を絶たず社会問題としても大きく取り上げられる事態となっているところから、平成26年2月18日付で同ガイドラインが改正され、公表されました。

本学では、同ガイドラインの改正を受けて、その取組の一環として、「契約規程」を一部改正し、「教員等が物品受領者となる検査実施要項」などを制定して納品の検収を強化するとともに、取引業者様からは誓約書を徴取することとしました。

つきましては、お取引引きを開始される場合は、「振込先口座申請書」と共に「誓約書」の提出を下記のとおりお願いします。当該誓約書の提出があった業者様を対象として取引を行うものいたします。

なお、「誓約書」を提出されない場合、今後、本学と取引できませんのでご注意ください。

記

- 1 誓約書 別紙様式のとおり
- 2 誓約書の提出方法及び提出先
提出方法 振込先口座申請書と共に押印の上、原本を各担当事務室にご提出下さい。
- 3 照会先
 - (1) 誓約書の誓約内容に関するお問い合わせ先
 - ・ 法人運営本部管理課契約担当 TEL 06-6605-2042
 - (2) 振込先口座申請書の内容に関するお問い合わせ先
 - ・ 法人運営本部財務課財務担当 TEL 06-6605-2051
 - (3) 不正な行為の依頼があった場合の連絡先
 - ・ 依頼者が阿倍野地区以外
大学運営本部研究支援課 TEL06-6605-3461
 - ・ 依頼者が阿倍野地区
医学部・附属病院運営本部経営企画課外部資金担当 TEL06-6645-3435
- 4 適用開始
本方針等は、平成27年4月1日から適用するものとします。